

徳島県医師・看護職員移住支援金に係る Q & A

令和7年8月28日更新  
徳島県保健福祉部医療政策課

NO.	質問事項	回答
1	対象となる公立・公的医療機関はどこか。	<p>対象となる病院は以下のとおりです。診療所は、公立診療所が対象となります。不明な場合はお問い合わせください。</p> <p><b>【対象となる病院】</b></p> <p>徳島大学病院          徳島県立中央病院          徳島市民病院          徳島県鳴門病院          独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター西病院          吉野川医療センター          阿波病院          独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター東病院          徳島赤十字病院          徳島赤十字ひのみね医療療育センター          阿南医療センター          国民健康保険勝浦病院          那賀町立上那賀病院          徳島県立海部病院          美波町国民健康保険美波病院          海陽町国民健康保険海南病院          徳島県立三好病院          三好市国民健康保険市立三野病院          つるぎ町立半田病院</p>
2	移住元に関する要件で、5年以上県外の医療機関に勤務が必要とあるが、育児休業期間は対象となるのか。	<p>育児休業期間は、勤務期間に含みません。育児休業を取得している場合は、提出いただく就業証明書等に、取得期間を記載していただくようお願いします。なお、産前産後休暇は、勤務期間に含みます。</p> <p>※県内医療機関での勤務期間についても、上記と同様です。</p>